

「医療計画」（第7次広島県保健医療計画）の一部改正について

1 趣旨

医療計画については、医療法第30条の6により、在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することとされている。

このため、国の改正指針等や第7次広島県保健医療計画の中間評価を踏まえ、見直し検討が必要な事項に関する整理を行った上で、中間見直しに伴う医療計画の変更について、医療法に基づき医療審議会の意見を求める。

2 国の方針など【参考資料1～3】

- 厚生労働省が設置している「医療計画の見直し等に関する検討会」において、中間見直しに向けた5疾病・5事業及び在宅医療ごとの課題の把握と指標の見直し等が検討され、見直しが必要と考えられる事項を中心に意見がとりまとめられた。
- 中間見直しに当たって、同省から「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」について、上記意見等を踏まえ、令和2年4月13日付けで一部改正の通知（以下「改正指針等」という。）があった。
- 中間見直しの時期については、令和2年5月12日付け課長通知により、今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、「見直しの議論を令和2年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降になったとしても差し支えないものとする。」とされている。

3 見直し検討が必要な事項（見直し方針案）

(1) 改正指針等や中間評価を踏まえた見直し【資料3-2】

国の改正指針等で示された新たな追加指標例の検討や第7次広島県保健医療計画の中間評価を踏まえた数値目標の再設定を行うとともに、これらの見直しに伴う課題整理や施策の検討など、必要な本文修正を行う。

疾病・事業名	第7次策定時の指標数	指標			見直し後の指標数	目標値の変更	当初目標の達成	他の計画、制度変更等との整合
		追加	国の追加指標例からの追加(割合)	左記以外				
がん対策	5				5	1	(1)	
脳卒中対策	12				11	1	(1)	
心筋梗塞等の心血管疾患対策	12				12	1	(1)	
糖尿病対策	3		(0 / 2)		3			
精神疾患対策	14	1	(0 / 7)	(1)	12	4		(4)
救急医療対策	9	4	(4 / 5)		12	1	(1)	
災害時における医療対策	6	4	(3 / 4)	(1)	7			
へき地の医療対策	8		(0 / 2)		8	1		(1)
周産期医療対策	4	1	(1 / 2)		5	1		(1)
小児医療(小児救急医療を含む)対策	4	2	(1 / 4)	(1)	6			
在宅医療等	12	4	(3 / 7)	(1)	16	10		(10)
計	89	16	(12 / 33)	(4)	97	20	(4)	(16)

(2) 改正指針等で示された項目以外の見直し検討

(1) の見直し以外に、今年度策定する本県の新たな総合計画（ビジョン）をはじめ、他の計画との調和・整合性を図ることとし、感染症対策、医療・介護の分野におけるデジタル技術の活用及び看護職員の確保に関する事項についても見直しを行う。

(3) 二次保健医療圏の見直し検討【資料 4-1, 4-2】

別紙の考え方にに基づき、中間見直しでは二次保健医療圏を見直さず、次期医療計画の策定時に見直し検討を行うこととし、その旨、各圏域の地域保健対策協議会から意見を伺う。

(4) 地域計画の見直し検討

新型コロナウイルス感染症対策を担う保健所の体制強化を図るため、国の見直し期限延長通知を踏まえて、地域計画の見直し検討については次年度以降に見送ることとし、見直しの必要性も含め、その旨、各圏域の地域保健対策協議会から意見を伺う。

(5) 第8期ひろしま高齢者プラン（令和3～5年度）との一体的な検討

医療・介護提供体制の一体的な確保・維持に必要なサービス基盤の整備目標やサービス見込量、地域包括ケアシステムの強化に向けた広域的な連携・取組について、整合性を図り、見直し案に反映する。

4 見直しの手順

本計画の策定時と同じく、広島県地域保健対策協議会や関係する県設置の会議等の意見を踏まえて素案を整理したうえで、医療審議会へ諮る手順で改定する。

医療審議会	県の諮問を受け、改定案の具体的な検討を保健医療計画部会に依頼。保健医療計画部会で検討された改定案を審議
保健医療計画部会	改定案の具体的な内容の検討と取りまとめ
・県地域保健対策協議会の委員会 ・県が設置する会議等	5 疾病 5 事業及び在宅医療など、個別の分野ごとに検討
・各圏域の地域保健対策協議会	地域計画の見送りや二次保健医療圏の見直し検討に関する意見照会
《高齢者施策総合推進会議》	検討状況を計画部会に報告（計画部会と約半数の委員が共通）

5 検討の流れ

区分	令和2年					令和3年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会	○ 知事からの諮問					答申案の審議 ○		
医療審議会 計画部会	● 中間評価 見直し方針（案）		見直し案（素案） ●			改正案 ●		
各分野検討	県地对協 県設置会議	必要に応じて各医療分野の見直し案について協議・検討				→		
各圏域検討	圏域地对協	医療圏・地域計画に関する意見		→		地域医療構想調整会議の運営 →		
《高齢者 プラン》	高齢者施策総合推進会議 骨子案の検討 →		計画案の検討 →			パブコメ →		プラン確定 →